

障害福祉サービスの推移について(根拠法令記載版)

<在宅サービス等>

(○:控除対象、△:1/2が控除対象、×:控除対象外)

支援費制度(H15年4月～)		自立支援法制度(H18年4～9月)		自立支援法制度(H18年10月～)		医療費控除	
居宅支援 身体障害者福祉法第4条の2第2項 身体障害者福祉法施行規則第1条 知的障害者福祉法第4条第2項 知的障害者福祉法施行規則第1条 児童福祉法第6条の2第2項 児童福祉法施行規則第1条	身体介護○ 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚労省告示27) 及び 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚労省告示29) 及び 児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚労省告示31) それぞれ別表の1のイに定める 「身体介護が中心である場合」	居宅介護 法第5条第2項 法施行規則第1条の3	身体介護○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚労省告示169号) 別表の1のイに定める 「身体介護が中心である場合」	居宅介護 法第5条第2項 法施行規則第1条の3	身体介護○ 告示別表の第1の1のイに定める 「居宅における身体介護が中心である場合」	※1	
	乗降介助○ (H16.10.1～) 同上告示それぞれ別表の1のロに定める 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」		乗降介助○ 同上告示別表の1のロに定める 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」		通院介助(身体介護を伴う)○ 告示別表の第1の1のロに定める 「通院介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」		※1
	家事援助× 同上告示それぞれ別表の1のハに定める 「家事援助が中心である場合」		家事援助× 同上告示別表の1のハに定める 「家事援助が中心である場合」		家事援助× 告示別表の第1の1のハに定める 「家事援助が中心である場合」		
	日常生活支援△ 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚労省告示27)別表の1のホに定める 「日常生活支援が中心である場合」		日常生活支援△ 同上告示別表の1のニに定める 「日常生活支援が中心である場合」		重度訪問介護△ 法第5条第3項 法施行規則第1条の3 告示別表の第2に定める 「重度訪問介護」		※1, ※2
	移動介護× 同上告示それぞれ別表の1のニに定める 「移動介護が中心である場合」		外出介護× 法附則第8条 同上告示別表の5に定める 「外出介護サービス費」		居宅介護 法第5条第2項 法施行規則第1条の3	通院介助(身体介護を伴わない)× 告示別表の第1の1のニに定める 「通院介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」	
		地域生活支援事業 法第77条	移動支援事業× 地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)				
短期入所○ 身体障害者福祉法第4条の2第4項 身体障害者福祉法施行規則第1条の4 知的障害者福祉法第4条第4項 知的障害者福祉法施行規則第4条 児童福祉法第6条の2第4項 児童福祉法施行規則第1条の4 同上告示それぞれ別表の3に定める 「短期入所支援費」	短期入所○ 法第5条第8項 法施行規則5条、6条 告示別表の4に定める 「短期入所サービス費」	短期入所○ 法第5条第8項 法施行規則5条、6条 告示別表の第7に定める 「短期入所」		※3			
訪問入浴サービス○ 訪問入浴サービス事業の実施について(平成15年11月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	→ (支援費制度の取扱いのまま)		地域生活支援事業 法第77条	訪問入浴サービス○ 地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	※1		
		新サービス (身体介護、重度訪問介護、短期入所などを組み合わせて使うサービス)	重度障害者等包括支援○△× ※4 (サービス提供の実績内容による) 法第5条第9項 法施行規則第6条の2 告示別表の第8に定める 「重度障害者等包括支援」	※1, ※2			

※1 医師との適切な連携をとって提供されたサービスに限る。

※2 重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については身体介護に係る部分に限る。

※3 短期入所については、市町村により遅延性意識障害者加算等として決定された部分に限る。

※4 重度障害者等包括支援は、身体介護を中心に居宅介護その他在宅系の障害福祉サービスを包括的に提供するもの。

(表中略称)

「法」……………障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

「法施行規則」…障害者自立支援法施行規則(平成18年構成労働省令第19号)

「告示」……………障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)